

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）
に対する意見募集の結果について（概要）（抜粋）

消費者庁では、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、御意見の趣旨又は理由が不明確なものや、本意見募集の対象となる事項以外の御意見などについては、取り上げておりません。また、意見に対する考え方については現時点のものです。

1. 意見募集期間：令和 2 年 10 月 14 日～同年 11 月 15 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：138 件
※ 意見提出の方法により、複数の意見内容を含むものもまとめて 1 件としてカウントしている場合があります。
4. 主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

(中略)

(別紙)

主な意見の概要	意見に対する考え方
施行時期	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置期間を設けることで、包材のロスが軽減されることから、経過措置期間を「精米時期」への表示変更に合わせて、2022年 3 月 31 日以降としていただきたい。 ・ 円滑な導入をはかるため、十分な移行期間（3 年程度）を設定すべき。 ・ コロナ禍等により米の需給が緩和し価格も下落しており、令和 3 年 7 月以降も、近年にない量の前々年産、前年産の米が長期にわたり流通することが見込まれる。このような状況の下、改正することは、流通の混乱、価格の低下に繋がりがねないため、新基準の施行は延期すべきである。 	<p>本年 3 月の精米時期表示の改正に関して、経過措置期間を設けたのは、この改正により、全ての事業者が玄米及び精米の表示（食品表示基準別記様式 4）の様式を変更する必要があり、包材の改版に時間を要するためです。</p> <p>今回の改正案は、食品関連事業者に新たな表示を義務付けるものではなく、今まで 3 点表示できなかった農産物検査を受検していない米穀について、3 点表示を可能とするものであり、流通に混乱が生じるとは考えておりません。</p> <p>また、現行、農産物検査を受検しているものについては、変更の必要がないため、特段の準備期間は必要ないと考えています。今回の改正案は、消費者及び生産者の利益となる改正であることから、次年産である令和 3 年産米の流通から表示可能となるように施行時期を定めています。</p>